

一般質問 市政に望む

今回の定例会では、6月5日、8日、9日、10日の4日間にわたり、25名の議員が市政を取り巻く諸問題について、意見・提案をまじえながら、市長などの考えをただしました。
質問、答弁の要旨は次のとおりです。



農業振興に

山下哲也(公明党)
町田市の都市農業の価値を高める施策は、農業委員会会長 農地の多面的機能の重要性を踏まえて地域に密着した農業支援活動を実施し、都市農業保全の取り組みを推進していきたいと思っています。

浜副市長 多様化したスポーツへの対応は、スポーツ振興審議会でも課題として取り上げられています。この議論を踏まえ、多角的視点から検討していきたいと思えます。

財務部長 窓口設置の場合には、市民センターが想定されますが、具体的な事務手続等も含め検討していきます。

人間ドックや脳

佐々木智子(日本共産党)
疾病の早期発見・早期治療のために、人間ドックや脳ドック受診者への補助制度を創設すべきかどうか。

いきいき健康部長 国保加入者を対象に成人健康診査を行っている。この効果を見きわめる必要があり、人間ドックの補助制度創設は考えていません。脳ドックについては、研究していきます。

課が契約する少額工事
等は、登録外市内業者にも平等に発注すべきかどうか。

財務部長 各担当課で契約している四〇万円以下の小規模工事などは、登録外業者とも契約しており、その業者数は登録業者とほぼ同数です。

いきいき健康部長 発熱外来では資格証明書を被保険者証とみなし受診できます。

病院事業管理者

河辺康太郎(民主党・社民ネット)
病院運営の基本的な考え方は、市民病院事業管理者 医療の質を高め、経営の安定化を図ること。経営状況等を市民に情報提供すること。適正な収益の確保と費用の削減を考えています。

市民病院事業管理者 繰入金目的に沿って実行されたかどうかが、実行した結果が市民の健康のために役立った、そういうことを適正化という意味に込めたつもりです。

新庁舎建設用地の安全管理について市の考え方は、新庁舎担当部長 暫定観光バス発着所については、事故直後には、町田まちづくり公社は市と協議の上、再発防止策を講じています。二度と事故が起きないように再発防止策の徹底に努めていきます。

不便地域にコミ

おく栄一(公明党)
交通不便地の住民の声に市は一日も早くコミュニティバスを走らせるべきでは。

浜副市長 住民の方々と協働して、地域の実態に即した公共交通サービスのあり方や提供方法等について検討していきたいと考えています。

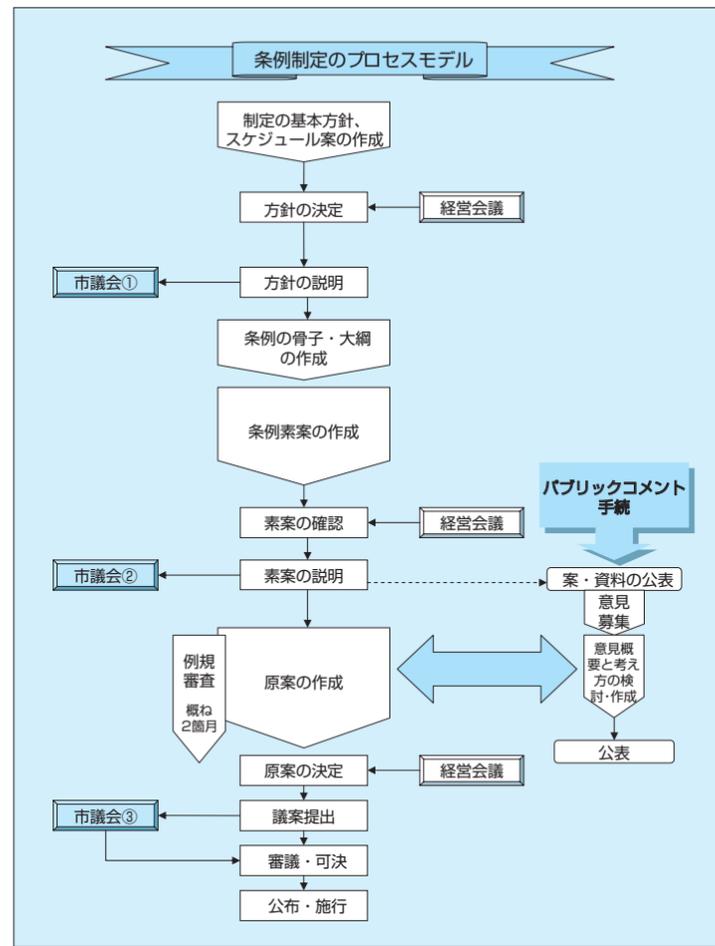
危険業種の取り扱いを含む、保育所入所選考基準表の見直しを行うべきでは。

子ども生活部長 基準表については調査指数も含めて見直しをしたいと考えています。危険な状況も、窓口等で話を伺っていて、その必要性は認識していますので、他の自治体の状況とあわせて研究していきたいと考えています。

今年度の夏休みも、学校開放プールを開業することができるとか。

文化スポーツ振興部長 本年も従来どおりの形態で実施することにします。

- ### 町田市議会における請願者の意見陳述について
- 目的
この申し合わせは、町田市議会における請願者の意見陳述を実施するため、必要な事項を定めることにより、直接に民意が反映する委員会審査を行うことを目的とするものである。
 - 請願者の意見陳述
請願者の意見陳述とは、請願者が所管委員会委員に対し、提出された請願書における「請願の趣旨」の説明として、請願を提出するに至った思い、意見を述べることをいう。なお、意見陳述終了後、各所管委員会委員は、請願者本人に質疑を行う。
 - 請願者の意見陳述の申請方法
(1) 意見陳述の有無 請願者本人の希望制とする。
(2) 意見陳述の確認方法 請願者が議会事務局に持参する場合は、請願の提出時に事務局職員が意見陳述の確認及び説明を行う。請願の提出が郵送による場合は、請願者に電話連絡ができる時のみ事務局職員が意見陳述の確認及び説明を行う。
 - 請願者の意見陳述の方法
(1) 意見陳述の開催時期 委員会開会中に行う。
(2) 出席できる人数 2名までとし、請願者のみとする。
(3) 意見陳述の時間 5分以内とする。(チャイムを意見陳述終了1分前と終了時に鳴らす)
(4) 請願者に対する質疑 委員は請願者に質疑ができる。(請願者は委員に質疑できない。)
(5) 所管する部長等の出席 原則出席し、請願者の意見陳述を聞く。
(6) 意見陳述時の傍聴 傍聴を認める。
(7) 意見陳述の回数 請願者の意見陳述終了後、再度同じ請願者の意見陳述は行わない。
(8) 資料等の配付について 資料の配付は、原則認めない。パネル等を利用して意見陳述を行うことはこれを認める。
(9) 同趣旨の請願が複数付託された場合 請願者同士の発言、誰が質疑応答するか等の議事整理をスムーズに行うため、1件ごとに個別に意見陳述を行う。
 - 請願者の意見陳述がある場合の審査順序
(1) 意見陳述を行う請願の所管部を先に行う。
(2) 所管部内での審査順序は、意見陳述を行う請願を審査の冒頭(条例の前)とする。
(3) 委員長は状況に応じて、審査順序を決定する。
 - 請願者への費用弁償 日当1,000円のみ支給する。(証人等の実費弁償に関する条例)



市議会に基本条例等の策定を説明するパターン(図②)

1面からのつづき
重要な基本条例等を議会に報告する時期について条例制定のプロセスモデルのチャート図にそって説明します。(図②)

まず条例制定の基本方針が決定したら議会に報告する。(市議会①)

次に条例素案は、パブリックコメント(市議会②)の議案が提出されたときに審議を行う。(市議会③)

このほか、市長等が報告の必要性があると認めるときは適宜報告を行う。また、議会が必要があると認めるときは、報告を受けた

内容に対し、意見を申し出ることもできることとする。
二・市が設立・出資した法人への監視権の拡充について
三・予算特別委員会について

予算特別委員会を行うことについては、今回見送る。
四・代表質疑について
代表質疑については、今回は意見の一致を見なかった。
五・反問権について
現状では必要性がない。
六・専門的知見の活用について及び、議会に附属機関を設置できるようにする件
専門的知見の活用については、積極的に活用を行っていく。議会に附属機関を設置することは、その必要について今後議論していく。
七・議会基本条例について及び議会機能の充実について
自治基本条例も視野に入れ、将来に向けて調査研究を行う。

市民と議会の関わりに関する事項
一・議会と住民との協働の取り組みに関する件について
一般会議―委員会主催で各種団体との協議について、及び議会報告会(各地区への出前報告)について
二・請願者の意見陳述について
「町田市議会における請願者の意見陳述について」の内容で、九月定例会より正式に実施すること及び「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」を提出する。

議員の身分に関する事項
一・議員の身分に関する件や出張等に関する件等について
現時点で国における地方議会のあり方の議論等を勘案すると、若干時期尚早の部分もあり、国全体の議論と歩調を合わせながら今後、議論を行う。